

各部(局)課長
各地方機関の長
議会事務局長
教育委員会事務局各課長
各県立学校長
各行政委員会(委員)事務局長
警察本部会計課長
各警察署長
企業庁長
病院事業庁長

様

会計管理局管理課長

物品・役務業務の調達における留意事項等について(通知)

令和4年4月1日に施行した「滋賀県が締結する契約に関する条例」においては、契約の適正化および地域経済活性化等を理念として取組を進めているところです。

また、本年4月25日に「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、総務省より地方公共団体における入札・契約手続の運用においても基本方針を十分に踏まえて対応するよう通知がありました。(※別添通知参照)

従前から下記の事項については各要領・通知等により定め、実施しているものではありませんが、物品・役務業務の調達において、改めて御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 発注時期および納期等の設定について

- (1) 発注時期等の平準化および適切な納期等の設定に留意すること。
- (2) 公告や見積書等の作成依頼を行うに当たっては、十分な質問回答期間および準備期間が設定できるよう、計画的な事業実施に努めること。
- (3) 夏季や年末年始など、民間企業の一般的な長期休暇をまたぐ場合等は、実労働日数を考慮してスケジュールを設定すること。
- (4) 納期の設定に当たっては、契約相手方決定から契約締結までに要する期間等、手続きに必要な期間も見込んだ上で、契約履行に必要な十分な期間を確保すること。

2 参加資格の設定について

(1) 地域要件

物品および役務の調達においては、「滋賀県物品関係一般競争入札に係る参加基準」または「滋賀県物品・役務公募型見積り合わせ(オープンカウンタ)実施要領」等に基づき、地域要件を設定すること。(別添フローチャート・下記通知等参照)

※県内優先発注に関する通知（グループウェア共有文書）

<http://dngw.office.pref.shiga.jp/cgi-bin/dneo/z.cgi?lrllsfvjnvq3>

※参加基準等

- ・物品関係一般競争入札に係る参加基準、物品関係指名競争入札に係る指名基準

<http://dngw.office.pref.shiga.jp/cgi-bin/dneo/z.cgi?lr1ty5tfk4q2>

- ・物品・役務公募型見積合せ（オープンカウンタ）実施要領

<http://dngw.office.pref.shiga.jp/cgi-bin/dneo/z.cgi?lr1ty5vrrloq>

- ・プロポーザル事務処理要領

<http://dngw.office.pref.shiga.jp/cgi-bin/dneo/z.cgi?lr1ty5wybgk3>

(2) 実績要件

実績要件の設定にあたっては、その必要性を十分に検討すること。

検討の結果、実績要件を設定する場合は、広く参加者を求める公募の主旨を阻害することのないよう必要最小限とし、過度な実績を求めることのないよう留意すること。

(3) 適格請求書発行事業者であることを資格要件とすることについて

本年10月から開始される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意すること。

3 官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の活用

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等から見積徴取を行うときは、公募型見積合せ（オープンカウンタ）によらず、指名型見積合せによることができる（オープンカウンタを行わないものの類型⑬）ので、県内の当該組合の受注機会の増大を図るため、当該組合の活用に努めること。

また、役務の調達においても、案件の内容等を勘案のうえ、当該組合に対して発注を行うことができる場合は、当該組合の活用に努めること。

4 予定価格の設定

予定価格の設定にあたっては、物価高騰や最低賃金の改定等を考慮し、最新の実勢価格等を踏まえて積算を行うこと。

会計管理局管理課契約指導係

TEL：077-528-4325（内線4325）

e-mail：ka00@pref.shiga.lg.jp